

奥多摩町公共工事の前金払取扱要綱

(通則)

第1条 奥多摩町契約事務規則(昭和45年規則第4号。以下「規則」という。)による公共工事の前金払に関する事務の取扱いについては、別に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(前金払の対象)

第2条 規則第47条第1項に規定する前金払の対象は、公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第1項の規定において定める公共工事とする。

(前金払の率)

第3条 前金払の率は、規則第47条第1項の規定により契約金額の10分の3(ただし土木建築工事においては10分の4)を超えない範囲内とする。

(中間前金払)

第4条 前条の規定により前金払をした土木建築に関する工事については、当該公共工事にかかる契約者に対して、契約金額の10分の2を超えない範囲内で、すでにした前金払に追加してする前金払をすることができる。

(前金払の制限)

第5条 第2条の規定により前金払の対象とされる公共工事であっても、次に掲げるものについては、前払金を支払わない。

- (1) 設計金額が200万円未満の土木建築工事。ただし工事にかかわる設計、調査及び測量(用地取得のための調査及び測量を含む。)は、100万円未満とする。
- (2) 支給材料を支給する土木建築工事で、この額が、契約金額の10分の4を超えるとき。

2 前項に定める場合のほか、奥多摩町長(以下「町長」という。)が予算執行上、その他やむを得ない理由があると認めるとき、又は前金払の必要がないと認めるときは、前払金の全部又は一部を支払わないことができる。

(前払金の端数整理)

第6条 前払金に10万円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(前金払の対象及び率等の明示)

第7条 前金払の対象とされる公共工事及び前金払の率等については、入札条件又は見積条件として、あらかじめ入札参加者等に対し、これを明示するものとする。

(前払金に関する特約事項)

第8条 前払金を支払う公共工事の請負契約には、次に掲げる事項を前払金に関する特約として付すものとする。

- (1) 所定の金額を限度として前払金を支払うこと。
- (2) 前払金の請求手続きに関すること。
- (3) 契約金額の変更に伴う前払金の追加払または返還に関すること。
- (4) 保証契約の変更にに関すること。
- (5) 前払金を支払った場合における部分払の限度額に関すること。
- (6) 前払金の使途制限に関すること。
- (7) 保証契約が解除された場合等における前払金の返還に関すること。

(前払金の請求手続き)

第9条 前払金の請求は、契約締結後契約の相手方が保証事業会社と保証契約を締結し、その保証証書を町に提出させたいうで行わせるものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、工事または委託の着手時期を別に指定する場合、その他町長が必要と認める場合は、その請求時期を別に指定することができるものとする。
- 3 前払金の請求を受けたときは、遅滞なくこれを支払うものとする。

(前払金の追加払または返還)

第10条 規則第47条第3項の規定により前払金を追加払いし、または返還させる場合における前払金の額は、次の各号に定めるところによるものとする。

- (1) 契約金額を増加した場合

増額後の契約金額の10分の3（ただし土木建築工事においては10分の4）以内に相当する額から支払済みの前払金の額を差し引いた額

- (2) 契約金額を減額した場合

支払済みの前払金の額から、減額後の契約金額の10分の3（ただし土木建築工事においては10分の4）以内に相当する額を差し引いた額

- 2 規則第47条第3項の規定より、前払金を追加払するときは、当該契約変更の日以降、第11条により保証契約変更後の保証証書を町に提出させたいうで、契約の相手方の請求により行うものとする。
- 3 規則第47条第3項に規定する場合において、残工期が30日未満のときその他町長が必要ないと認めるときは、前払金を追加、または返還させないことができる。

(保証契約の変更)

第11条 規則第47条第3項の規定より前払金の追加払をしようとするときは、契約の相手方をして保証契約を変更させ、変更後の保証証書を町に提出させるものとする。

- 2 既定の工期が変更された場合には、保証事業会社に対し、工期の変更を通知するものとする。
- 3 規則第47条第3項の規定により、前払金を返還させる場合において、契約の相手方が保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を町に提出させるものとする。

(前払金を支払った場合の部分払の限度額)

第12条 前払金を支払った工事について部分払をするときは、規則第48条第2項の規定に基づき、次の計算により得た額を支払うものとする。

$$\text{部分払の額} \leq \text{既済部分の代価} \times \frac{9}{10} - \text{前払金額} \times \frac{\text{既済部分の代価}}{\text{契約金額}}$$

(前払金の使途制限)

第13条 前払金は、当該前払金に係る土木建築工事に必要な経費以外の支払いに充ててはならないものとする。

(前払金の返還)

第14条 前払金の支払を受けた者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、既に支払った前払金を返還させるものとする。

(1) 保証事業会社との間の保証契約が解除されたとき。

(2) 町との契約が解除されたとき。

(3) 前払金を当該前払金に係る工事または委託に必要な経費以外の経費の支払いに充てたとき。

2 前項の規定により前払金を返還させる場合において、当該工事または委託の既済部分があるときは、既に支払った前払金の額からその既済部分の代価に相当する額を差し引いた額を返還させるものとする。

3 第1項の規定により前払金を返還させる場合は、町長が指定する日の翌日から返還の日までの日数に応じ、当該返還額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率（年あたりの率は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの率とする。）を乗じて得た額（100円未満の端数があるときまたは100円未満であるときは、その端数金額またはその全額を切り捨てるものとする。）を利息として徴収するものとする。

(2年度以上にわたる工事または委託の前払金)

第15条 2年度以上にわたる工事または委託であっても、前払金は契約金額の10分の3（ただし土木建築工事においては10分の4）を限度とする額を支払うものとする。この場合において、既に支払った前払金の額が年度末における当該工事等の既済部分に対応する額を超えるときは、支払済額として整理するものとする。

2 前項の定めは、事故繰越その他により次年度に繰越される工事または委託に係る前払金についても適用する。

(債務負担行為を伴う工事の特例)

第16条 債務負担行為を伴う公共工事であるため、第4条第2項により前払金の全部または一部を支払うことができなかつた場合において、町長が必要と認めるときは、翌年度開始後に前払金を支払うことができるものとする。

(適用期日)

第17条 この要綱は、昭和62年4月1日以降の入札に係る工事請負契約（入札によらない工事請負契約にあっては、同日以降の締結に係るものとする。）について適用する。

改正 平成5年5月28日

附則 この要綱は、平成5年6月1日から施行する。

改正 平成10年7月28日

附則 この要綱は、平成10年8月1日から施行する。

改正 平成24年4月17日

附則 この要綱は、平成24年5月1日から施行する。

改正 平成28年9月7日

附則 この要綱は、平成28年10月1日から施行する。

改正 令和6年2月1日

附則 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

改正 令和7年4月1日

附則 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。